

日本知能情報ファジィ学会中国四国支部規約

平成 23 年 4 月 1 日(制定)
平成 24 年 12 月 22 日(改訂)
令和 2 年 2 月 20 日(改訂)

(総則)

第 1 条 この支部は、日本知能情報ファジィ学会 中国・四国支部と称する。

第 2 条 本支部の事務局は、原則として支部長の所属機関におく。本支部の所在地は、事務局と同一とする。

第 3 条 本支部は、日本知能情報ファジィ学会（以下、「SOFT」という）の定款の範囲内で事業を行うが、特に支部会員の研究の奨励・推進ならびに相互の連絡につとめることを目的とする。

第 4 条 本支部は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- イ. 講演会・講習会・研究会などの開催
- ロ. 関連諸学会・協会との協力活動
- ハ. その他、支部が必要と認める事業

(会員)

第 5 条 本支部は、原則として中国・四国地方に在住（居住、勤務、あるいは在学）する SOFT の会員、および本支部が承認した者をもって構成する。

(役員)

第 6 条 本支部に以下の役員（支部長 1 名、運営委員 10 名以上、監事 1 名、幹事 1 名）をおく。

第 7 条 役員は、支部会員の中から役員会の推薦もしくは 5 名以上の会員の推薦によってきめる。

第 8 条 支部長は、役員の互選によって、役員の中からきめる。

第 9 条 支部長はこの支部を代表し、支部の事務を総理する。支部長に事故があるとき、または欠けたときは

支部長があらかじめ指名した役員がその職務を代行する。

第 10 条 役員は役員会を構成しこの規約に定める事項を執行する。

第 11 条 役員任期は 2 年とする。ただし重任はさまたげない。役員に交替のある時は、新役員任期は前任者の任期とする。

(会議)

第 12 条 支部総会は支部会員によって構成され、支部長が招集し、原則として年 1 回開催される。議長は支部長とする。

第 13 条 次の事項は支部総会の承認を受けなければならない。

- イ. 事業報告及び収支決算
- ロ. 事業計画及び収支予算
- ハ. 支部役員選出
- ニ. 支部規約の変更など

(改正)

第 14 条 本規約は第 6 条で定める役員数の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。